

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
市場検証委員会（第5回）
議事録

- 1 日時：令和7年10月24日（金）13:00～14:31
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・構成員（五十音順）
大橋主査、浅川委員、田平委員、林委員、矢入委員、荒牧専門委員、
高口専門委員、佐藤専門委員、竹房専門委員、西村専門委員
 - ・総務省
湯本総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、
井上事業政策課長、飯嶋料金サービス課長、
岸事業政策課調査官、林事業政策課市場評価企画官、
水本事業政策課課長補佐、小杉事業政策課課長補佐
- 4 議事

【大橋主査】 皆さん、こんにちは。本日、大変お忙しいところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、第5回の市場検証委員会ですけれども、前回同様、闊達な意見交換させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、中尾委員と宮田委員が御欠席ということですが、10名御出席いただいているということとなります。忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、本日の配付資料について、事務局より御確認をお願いします。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

本日、配付資料が計3点ございまして、資料5-1、5-2の2点と参考資料1点となっております。

【大橋主査】 ありがとうございました。

それでは、本日、議事は2つございますので、早速ですけれども、最初の議事から始めさせていただきたいと思います。

議題の1は、NTTデータグループの完全子会社化に係る検証の結果と今後の検討の方向性についてということでございまして、事務局に資料5-1を御用意いただいています。

まず、事務局から御説明いただいた後、皆様と討議できればと思います。

それでは、御準備よろしければ、お願いいたします。

【小杉事業政策課課長補佐】 事務局の小杉でございます。それでは、資料5-1に沿いまして、NTTデータグループの完全子会社化に係る検証の結果と今後の検討の方向性について御説明いたします。

論点1から5まで挙げておりますけど、これは前回の論点に合わせているものとなります。

それでは、1ページ目、論点1、NTT東西の特定関係事業者にNTTデータを指定することについてでございます。

検討の方向性としては、これまでの委員会の議論を整理すると以下のとおり考えることができるとしております。DX化の進展等により、法人市場において、ネットワーク単体での提供からSI、ソリューションのセット提供に移っている中、NTTデータはソリューション市場で優位な地位にあるとしております。また、今回の完全子会社化により、禁止行為規制が潜脱される懸念の声が多数上がっているとしてございます。

このような中、例えば、NTT東西の非開示情報をNTTデータにのみ優先的に利用させるなど、NTTデータをNTT東西が優遇した場合、当該市場におけるNTTデータの競争力等を梃子に、固定通信ネットワーク市場における公正競争に影響を及ぼす蓋然性が高いと考えられるとしております。

3ポツ目ですが、この点、特定関係事業者に指定することとすれば、役員兼任や在籍出向が禁止となり、非開示情報が流用される等のリスクに対して、一定の構造的な担保になると考えられるとしております。

以上3つの点を踏まえると、NTT東西の特定関係事業者にNTTデータを指定すべきではないかと整理しております。

2ページ目は前回の資料の再掲でございます。特定関係事業者に指定されると、どのような規律がかかるのかを整理したものとなっております。

では、3ページ目になります。論点2、NTTドコモの禁止行為の相手方に引き続きNTTデータを指定することについてでございます。検討の方向性として、これまでの議論を整理すると以下のとおり考えることができるとしております。

1ポツ目、移動通信に係る法人市場とSI、ソリューション市場の関係は、固定通信に係るものと大きな違いはないと考えられる。

2 ポツ目、NTTドコモが自社サービスの卸提供等においてNTTデータを優遇するなど、NTTデータをNTTドコモが不当に優遇した場合、NTTデータの影響力等を梃子に、移動通信ネットワーク市場における公正競争の影響が生じると考えられる。この点は固定通信と同じ考えで整理しております。

3 ポツ目、この点、禁止行為規制が適用されるNTTドコモの相手方となる特定関係法人、これはグループ企業のことですけど、この指定は、現在、いわゆる「禁止行為に係る指定のガイドライン」において、電気通信役務の契約数等が5万以上であることを基準としつつ、一時的に5万未満となったときは、しばらくはその推移を見守るとしていただいております。

今般のNTTデータの完全子会社化に伴い、MVNO事業が他の子会社等に移管された場合に、禁止行為規制が適用されなくなることへの懸念が競争事業者から示されまして、公正競争への影響については、実質的に評価する必要性が改めて顕在化したと考えられると整理してございます。

以上の点を踏まえると、契約数等が5万未満となった場合でも、その推移を見守る過程において、移動通信ネットワーク市場の公正競争への影響を実質的に評価することで、公正競争への影響が生じる蓋然性が認められた場合には、指定を継続することを改めて明確化すべきではないかとしております。

以上、方向性の①で方向性を確認した上で、方向性②で改めて論点を入れております。

現行の禁止行為に係る指定ガイドラインでは、グループ企業への影響力を行使して電気通信サービスと自らのサービスをセット提供させることによって、移動通信ネットワーク市場への公正競争に直接の影響を及ぼすおそれ大きいことに鑑みて、先ほど来出てきている「契約数等5万以上」の基準を設けているところでございます。

この趣旨を踏まえれば、制度設計の方向性としては、「契約数等5万以上」の基準を原則としつつ、これを下回った場合には、直ちに解除するのではなく、グループ企業の資本関係や事業規模、グループ企業の主力事業と移動通信市場の関連性等に着目して、移動通信ネットワーク市場への影響力を実質的に評価し、公正競争への懸念がないと認められた場合のみ、指定解除する方向で検討すべきではないかとしております。

その上で、グループ企業を通じて公正競争に与える影響の程度を評価する考慮要素として、先ほど資本関係や、移動通信市場との関連性などを例示しましたが、この考慮要素について、具体的にどのようなものを想定すべきかとしており、こちらについて

御意見あればいただきたいと思っております。

4 ページ目は、前回の資料の再掲であります。

5 ページ目でございます。論点の3つ目、NTTデータをグループ内合併審査の対象とすることについてでございます。

検討の方向性の1つ目でございます。これまでの議論を整理すると以下のとおり考えることができるとしております。1つ目で、論点①で評価したように、まずNTT東西から見て、NTTデータは、役員兼任や在籍出向を禁止する必要がある相手方であると考えております。

また、論点②で評価したように、NTTドコモから見て、NTTデータは、不当な優遇を禁止する必要がある相手方であるとと考えております。

3つ目、こうした状況の中で、仮にNTT東西やNTTドコモとNTTデータが合併などした場合には、同一法人となりますので、禁止行為規制が適用されなくなるころでございます。上記懸念に対応した公正競争のための措置が確保できるかどうかを、今回の合併等に伴う登録の際、登録の更新の際に審査可能とする必要があると考えます。

このような点を踏まえると、NTT東西・ドコモのグループ内合併審査の対象に、NTTデータが含まれるようにすべきではないかと整理しております。

下段の検討の方向性②でございます。電気通信事業法に基づくグループ内合併審査は、グループ企業の事業の一部を分割して承継する場合も審査対象になっているところでございます。したがって、審査対象となる電気通信事業の範囲、これは法律上、特定電気通信事業と呼んでいますが、これについて、禁止行為規制の潜脱防止を図る観点から導入するものであることも踏まえれば、下にA案、B案が書いてありますけれど、いずれの方向性とするのが適当かについてもコメントいただきたいと思っております。

NTT東西・ドコモとも、A案、B案は同じですけれども、A案としては、NTTデータの全ての電気通信事業を審査対象とする。B案としては、NTTデータの電気通信事業のうち、一定の範囲、例えば5万契約以上のMVNOを審査対象とするという案にしております。

6 ページ目は、グループ内合併審査の概要になります。こちらは今年の法改正で追加した記述になります。

7 ページ目は論点の4つ目でございます。NTT東西の禁止行為規制に一般コロケーションを規定することについてでございます。検討の方向性として、これまでの議論を

整理すると、以下のとおり考えることができるとしております。

1つ目、NTT東西の局舎内における通信機械等を設置するための空きスペースの利用がコロケーションと呼ばれるわけですが、これは他の電気通信事業者が電気通信設備を設置するために利用されているほか、今後の技術の進展により、その利用ニーズが更に高まる可能性があるとしております。

接続に必要な「義務コロケーション」はNTT東西の光ファイバを利用するために必要なコロケーションですが、これは禁止行為規制などによって利用の公平性が確保されていますけれども、接続に必要な設備以外の設備を設置する「一般コロケーション」については、利用の公平性を担保するためのルール化はされていないところでございます。

今般のNTTデータの完全子会社化に伴いまして、限りある局舎スペースをNTTデータが優先的に利用したり、留保したりする懸念が競争事業者から示されたところでございます。「一般コロケーション」についても、利用の公平性を担保する必要性が改めて顕在化したと考えられます。

以上の点を踏まえると、NTT東西の禁止行為規制（特定の事業者との有利な取引の禁止）の対象に、「一般コロケーション」を規定すべきではないかとしております。

8ページ目がコロケーションの概要になっております。

9ページ目は論点の5つ目でして、こちらの資料では最後になります。現行の規律では直接適用できないという競争上の懸念への対応についてでございます。

検討の方向性としましては、これまでの議論を踏まえると、①NTTデータの主要な事業であるソリューション市場におけるNTTグループの影響力、それと②法人向けネットワーク市場における、ソリューション市場からのNTTグループの影響力、の2つに分類できると考えられるところ、これらについては、以下の点に留意することが重要ではないかとしております。

1つ目はソリューション市場についてです。1ポツ目、ソリューション市場は、一般ユーザ向けの通信サービスと異なって、相対契約が基本であり、また、複数のサービスやハードウェアとセット提供されるケースも多く、規制の根拠にできるような市場シェア等を収集することは困難であると考えております。また、これらの市場は必ずしも電気通信事業法の射程に入るものではないと考えております。

2ポツ目、複数の民間調査会社等のデータによると、ソリューション市場においてNTTデータは相対的に優位な地位にあります。当該市場は、その提供内容の多様性が

ら、ベンダー系や外資系など多数の事業者も参入しているところで、いずれかの1社が市場支配的な状況にあるとは言えないと整理しております。

②法人向けネットワーク市場についてです。法人向けネットワーク市場は、冒頭申し上げたとおり、DX化の進展等により、ネットワーク単体での提供からソリューションとのセット提供が主流になりつつあり、また、その提供状況は用途ごとに多種多様であるとしております。

これまでの年次レポートを踏まえると、法人向けネットワーク市場には調達の相談相手が実際の調達先となりやすい特性があるとしております。

競争事業者からは、NTT東西とNTTデータの関係、NTTドコモとNTTデータの関係などにおいて、現時点において公正競争上の問題が既に生じているとの意見は示されていませんが、NTTデータグループの完全子会社化に伴う環境変化が生じ、将来、様々な公正競争上の問題が生じるとの懸念、例えばグループ内での情報共有、ジョイントドミナンスが示されているところでございます。

以上の点を踏まえ、引き続きネットワークとセットで提供されるソリューションサービスといった電気通信事業に関連する部分を市場検証の対象とし、NTTデータグループの完全子会社化に伴う環境変化については、今般の制度整備において検討されている他の措置の効果の検証や、事業者アンケート等による定性的な検証、NTTグループの一体営業の状況の確認などを行い、その結果として公正競争上の問題が生じるとの懸念が顕在化した際には、より詳細な検証を行うべきではないかとしております。

10 ページ目は前回の資料の再掲になります。

以上、資料5-1について、事務局からの説明となります。よろしくお願いたします。

【大橋主査】 ありがとうございます。前回の事務局の資料と、あと、皆様からの御議論を踏まえて、改めて5つの論点について今回御提起いただいているということであり、一部の論点、例えば論点2や論点3とかというところは、詳細な運用をどうすべきですかという問いかけになっている部分もありますし、また選択肢を示していただいた部分もあると思いますけれども、こうした点を含めて、ぜひ本日、皆様方から御意見いただきながら、一定の方向性を見いだせるものは見いだしていきたいと思っています。

それでは、御意見、御発言希望の方は、チャット欄でお知らせいただければ、指名をさせていただきます。いかがでしょうか。

それでは、林委員、お願いいたします。

【林委員】 大橋主査、ありがとうございます。口火を切るということで発言させていただければと思います。

2点ほどあります。1点目は、資料5-1の論点3のグループ内合併審査のところでありまして、スライド番号でいうと5ページの下のほうです。事業の一部が譲渡されるケースもあるため、法律上は事業単位で審査対象を定める必要があるということだと理解しました。禁止行為規制の潜脱を防止するという趣旨からすると、行政の連続性の観点からしても、NTT東西についてはA案、NTTドコモについてはB案と感じました。

他方で、NTTドコモの禁止行為の相手方の基準は5万契約以上のMVNOなどですけれども、事務局の先ほどの御説明にもあったかもしれませんが、ガイドラインで定めているということのようでございますので、基本的な考え方はB案にするにしても、省令上は全ての電気通信事業を対象とした上で、ガイドラインで、実質的な審査対象をB案の範囲にする、契約数5万以上のMVNO等にする。これは一種のスクリーニングというか、セーフハーバーのような考え方で、そのように整理するというのもいいのではないかと思います。これが1点目であります。

それから、論点5、スライドでいうと、9ページに関連します。競争上の懸念のところ、NTTデータの子会社化そのものではないのですが、気になっていることがあります。ちょうど4年前に公表されたものですが、NTTドコモの完全子会社化を検証した「公正競争確保の在り方に関する検討会議」の報告書では、NTTドコモと旧NTTコミュニケーションズの法人営業の一体化の懸念について言及がなされているというところでございます。

その報告書の趣旨を踏まえて、この検証委員会の前の検証会議でも、法人市場の実態把握ということをしっかりやっていくということをしなが、禁止行為規制の遵守状況をこれまでも確認してきたところですが、我々、部外の間には、NTTドコモとNTTドコモビジネスの法人営業の一体化といっても、本当にそうなっているのか、実際どのような状況になっているのか、しっかりそこはチェックしてファイアウォールを設けていらっしゃると思うのですが、実態がちょっとよく分からないということがあります。契約上は、NTTドコモビジネスが契約を獲得して、契約の相手方はNTTドコモになるというようなことになりますので、内部的なガバナンスをどう効かせているのかということを知りたいということが正直ございます。

これは、9ページに記載の今後の法人向けネットワーク市場の検証とも通じる部分があると思いますので、もしよろしければ、NTTドコモについて、2年ほど前にもヒアリングに御協力いただいたかと思うのですけれども、「検証会議」から組織も変わりましたので、新しい検証委員会として、改めて、禁止行為の遵守状況を確認したいと思っています。これは事務局へのリクエストですけれども、都合のよろしいときに、タイミングを見計らってNTTドコモへのヒアリングなどを検討してもらえるとありがたいと思います。

すいません、差し当たり2点でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。ほかの皆様いかがでしょうか。それでは、西村委員、お願いします。

【西村専門委員】 西村です。私からは、同じく2点、コメントという形で発言をさせていただければと思います。

まず、論点①のところでございます。NTT東西の特定関係事業者にNTTデータを指定する。もちろん非常に重要な論点でございます。密接な関係にある電気通信事業者との間で情報等の流用は第30条第4項でその行為自体は禁止の対象となるのではないかというような主張もあるかとは思いますが、当該行為を行うことが可能となるような、ここでも書いておられるような構造的温床へのおそれの対応として第31条第1項というものが存在しているものと考えられます。その意味で今回の完全子会社化といった再編による懸念は、第31条第1項の趣旨とも整合を持つのではないかというのが1点目のコメントでございます。

2点目は、論点②の最後のところの、具体的にどのようなものを想定すべきかという影響力の実質的評価ということでございます。やはり今回はセット提供といったような形でのNTTデータの重要性を考えますと、顧客への影響力、ブランドや認知度、それから技術的優位性、さらにはこれまでの契約関係の状況といったものも、もちろんNTTドコモ自体の特徴のみならず、考慮しなければならないと考えた次第でございます。

私からは以上2点でございます。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。続いて、荒牧委員、お願いします。

【荒牧専門委員】 荒牧でございます。私のほうからは論点2のところでは1点申し上げたいと思います。事前説明のときにもお聞きしたのですが、5万件という定量的な数字は市場動向なども見据えて、適宜見直しすることもあるとはお聞きしております。ただ、

一方で、見直しなどを行うに当たってはそれなりの手続のタイムラグもございますし、また、見直した後の基準が絶対的に適正、妥当とも限らないわけです。また、一時的に云々ということがあるのですが、一時的の定義があまり明確でないということと、それから、これが一時的で、その後下回った状況が回復するのかどうかといった判断自体もやや主観的なものになることを踏まえますと、検討の方向性の2のところでも指摘されておりますように、資本関係ですとか、より定性的な、もう少し客観的で、数字の件数よりも安定的な指標であるものを、どちらかだけというよりは、またどちらかを原則というよりも、うまく併用して判断を進めていかれたほうがよろしいのではないかと個人的には感じた次第です。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。続いて高口委員、お願いします。

【高口専門委員】 高口です。私から2点ございます。1点目は、今ちょうど映していただいています3ページの論点2のところです。今ちょうど荒牧委員からも御指摘があったと思うのですが、今、契約数5万以上という基準が存在する中で、それを継続的に下回った場合にどうするかということが、検討の方向性の②のところに提案がなされているものと認識しています。

契約数5万以上の基準を原則としつつ、下回った場合にどう評価していくかというところで、資料では、資本関係や事業規模、主力事業との関連性といったことに着目して、評価して、公正競争への懸念があるかないかを判断していくということが示されておりました。ちょうど今、荒牧委員からも御指摘ありましたけれども、評価する上では、客観的に見ることができる定量的なデータあるいは入手可能なデータが前提になってくるかと思しますので、まずはそういう客観的な資本関係といったもので評価するということとは私も賛成いたします。

一方で、資本関係や事業規模、主力事業との関連性がどうだったら公正競争への懸念がないのか、どうだったら懸念があるのかというところは、やはり評価して、その後の競争というものを見てみないといけないところがあるかと思しますので、御提案のとおり、客観的な指標で事前に評価する懸念があるかどうかというのを評価するということはやrittつも、同時に、実際その結果として、市場のシェアがどうなったのかとか、競争の結果がどうなったかという、事後の競争の結果というところも、これはなかなかデータとして把握しにくい、取りにくいデータもあるかと思っておりますけれども、そういった

事後の競争の結果のところもある程度判断要素にしていてもいいのではないかと、検証していく必要があるのではないかとおっしゃいました。これが論点2について、1点目のコメントになります。

それから2点目ですけれども、こちらはグループ内合併審査のところ、5ページになるかと思っております。最初に林委員からのコメントにありまして、私もNTT東西との合併についてはA案としても、NTTドコモとの合併については、これは契約数5万以上ということがあるので、B案のほうがいいのではないかとおっしゃっています。

一方で、NTTドコモの合併に関して、B案になった場合、当然今回、メインの議論の対象になっていますNTTデータ以外のグループ企業と合併するときの審査も当然B案ですと、それと同じ考え方になると思うのですが、私がいまいち具体的なほかのグループ企業の契約数等を把握してなくて恐縮ですけれども、B案になった場合に、審査対象の事業というのは非常に限定されて問題になることがあるのであれば少し検討が必要になるとも感じましたが、基本的にはB案かと思っております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。一旦ここで切らせていただいて、事務局から御感触も含めてコメントいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【小杉事業政策課課長補佐】 ありがとうございます。順番に御回答いたします。

まず、論点1は、西村先生からこの考え方の補足をいただき、ありがとうございます。第30条が原則であっても、第31条で構造的な担保があると理解したということで、事務局の説明を補足していただくような形で、全く先生の御理解のとおりで我々も考えておりましたので、そのように進めていきたいと考えております。

論点の2については、西村先生、荒牧先生、高口先生からです。論点2の検討の方向性のところで、事務局として例示したグループ企業の資本の関係などに加えて、アイデアをたくさんいただいたと理解しております。西村先生からは例えば顧客への影響、ブランドの優位性、高口先生からは競争の結果としてシェアがどう変動したか、そういうものももちろん検討していきたいと思っておりますので、アドバイスを踏まえて、ガイドラインをどうするかを考えていきたいと思っております。

また、荒牧先生からは、もともとある5万の基準の数字について、それだけでいいのかというような考え方がありました。この5万というのは、これは平成27年ぐらいだったと思っておりますけれども、当時は、NTTドコモの禁止行為はNTT東西と同じで全事業

者が対象だったのですが、当時の環境を踏まえて緩和すべきだろうとなり、緩和すべきときには、5万以上の契約数の相手を対象にすべきだろうという整理をされたところでございます。当時はシェアの1%ぐらいが5万ぐらいというような考えもあったようですけれども、いずれにしても、時間も経っていて、市場の状況も変わっております。また今回、まさにNTTデータの検証を通じて実質的な評価の重要性を改めて確認したところでございますので、この点は、今回の検証を踏まえたガイドラインの反映を踏まえて、見直しの考えに反映していきたいと考えております。

次が、論点の3について、林先生と高口先生からコメントをいただきました。お二方とも、禁止行為の規制の対象の考え方からすると、NTT東西はA案、NTTドコモはB案でないかという御指摘でした。

それで、林先生からは、NTTドコモについてB案の考え方とするにしても、もともとNTTドコモの禁止行為の相手方に関する5万という基準もガイドラインで規定しているのだから、省令上は広くしていいのではないかというアドバイスをいただきました。これはおっしゃるとおりだと思うところもありまして、まさに5万のみに着目して禁止行為の相手方を決めるのではないということを論点2で確認したばかりでございますので、法技術的なところもありますが、やはり省令上はA案のように広くしておいて、同じようにガイドラインで審査対象を絞っていくということも選択肢として考えていきたいと思っております。

また、高口先生からは、B案について、NTTデータ以外にも審査対象になるのかという御指摘をいただきました。これはおっしゃるとおりでございますので、この審査基準をNTTデータの考えに基づいてB案にすれば、NTTデータ以外との合併も、当然同じ考え方で審査対象が決まると思っております。NTTデータ以外にどのような事業を行っているところが対象になるかといいますと、次の資料になってしまいますけれども、一つ大きいところとしては、NTTドコモビジネス、旧NTTコミュニケーションズが例に後ほど出てきます。例えばNTTドコモビジネスの場合は、ほぼ、光ファイバやISPといったネットワークサービスが中心ですので、契約数何万以上という限定をしても、かなりの部分が対象になるのではないかと考えております。

NTTデータが電気通信事業法から見ると、ある意味特殊だと思っていまして、NTTデータの事業全体からすると、SI、ソリューション、コンサルなどがメインの会社ですから、MVNO5万以上というのは、一部になってしまうというものがあるので、

NTTデータについて、こういうことを確認ができれば、それ以外の合併審査の対象で審査したいところを取りこぼしてしまうということはないのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。林先生のコメントで、1つ、論点5について、水本から回答させていただきます。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局の水本でございます。論点5について、林先生から、タイミングを見計らってNTTドコモへのヒアリング等を検討してほしいという御意見をいただいたと思います。こちらにつきましては、過去の議論等も踏まえまして、対応を検討させていただけたらと思います。

以上でございます。

【大橋主査】 それでは、追加の御質問もいただければと思います。第2ラウンドとして、まず、佐藤委員、お願いします。

【佐藤専門委員】 福島大学の佐藤でございます。もう既に皆様からコメントや御意見等ありまして、基本的に全部賛同するところでございます。また、事務局の御提案にもおおむね賛同するところでもあります。先ほどから議論になりました論点3のところ、やはりNTTドコモについてはB案でということでも私も異論はないのですが、ただ、一定の範囲をどういう形にするかということが論点2と関わりますけども、ここがちょっと曖昧であり、結局A案のような実態とならないように、関係ないところは審査対象ではないということをしてできるだけ明確にしていければと思っております。その点について、最初から何か分かっているということではなく、定量的なものもできるだけ加味はしたいところではありますが、何が市場に対して影響を与えないかというのは明確でも何も無いわけですから、実態を踏まえながら徐々に移行していくことになっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。ほかの委員は、特段、追加や新たな御意見はなさそうですか。

それでは、矢入委員、お願いします。

【矢入委員】 恐れ入ります。私もこの5万件という件について気になっていて、ほかの皆様もやはり同じところが気になるのかと思いました。

5万件を監視するという仕組みがうまくいく場合といかない場合があると思っていま

して、そういう意味では、全ての電気通信事業を審査対象とするA案のほうがすごくいいのかと思いました。審査対象から外れてしまったものなどが出た場合に、本当にそれは正しいのかとか疑い出したら本当にキリがないみたいなこともあったり、また、紛争処理委員会にもちょっと前にいたことがあるのですが、そういう紛争とかになり得ることというのも、このように何か条件を課してしまった場合に起きやすいのではないかと思います。その辺について、事務局の考え方はいかがでしょうか。よろしくお願ひします。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、事務局への御質問もあったことですので、もし事務局からありましたら、いただけますでしょうか。

【小杉事業政策課課長補佐】 事務局の小杉でございます。佐藤先生、矢入先生、ありがとうございます。佐藤先生からは、NTTドコモのB案にした場合でも、いろいろと広げていった結果、実質A案にならないのかという御指摘、矢入先生からは逆に、A案のほうが安全ではないかという御指摘だったと思います。

まず、今回の案は、あくまでグループ内合併審査についてとなります。グループ内合併審査とは、禁止行為規制が潜脱されるおそれを防止するものの担保措置として、ファイアウォールなどを設けるような条件を付すものという観点ですので、事務局としては、禁止行為の規制対象であるB案がベースになったほうが行政の連続性からしては自然だと思っております。もっとも、先ほど来申しているように、ソリューション市場の影響なども見なければいけないので、B案よりかは少し広げたような、隣接した部分についてはちゃんと審査できるようにしたいと思っております。

一方で、NTTデータの電気通信事業全部を審査するかとなると、なかなか対象が広いものでして、禁止行為規制がかかってないところもあるので、それは少し難しいと思っております。

矢入先生の御指摘にありました、紛争などがあった場合にどうかということについては、もちろん電気通信事業法の網はかかっておりますので、例えばNTTデータのほかの電気通信事業の部分について何か問題があれば、それは禁止行為規制以外の方法もありますので、そちらのほうで対応でき、内容によっては紛争処理委員会の対象にもなると理解しているところでございます。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。ほかに御意見おありの方いらっしゃいますでし

ようか。

それでは、田平委員、お願いします。

【田平委員】 東京都立大学の田平です、今、投影していただいている部分もそうですし、全体的にもいえることかと思いますが、冒頭、林委員からNTT東西なりNTTドコモなりへのヒアリングという話が出てきていて、私も賛同するところです。従来 of 検証に引き続き、定性的なヒアリングの結果等々も踏まえてということが基本線だと思います。加えて、可能であればということですが、できるだけ定量的な、いろいろなデータを使って結論の妥当性や納得感を高める方向もすすめるとより説得的なようにも思ったので、従来からもそのようなこともやってくさっているとは思っているのですが、さらにそのような形で進めることができればと思った次第です。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。ほかはよろしいですか。

西村委員、お願いします。

【西村専門委員】 再度の発言を失礼いたします。私からは1点、事務局に対して確認をさせていただければと思います。論点4についてでございます。一般コロケーションの規定という形で、今回、7枚目の資料の最後の段落において、NTT東西の禁止行為規制の対象に一般コロケーションを規定すべきではないかというところでございます。この規定の仕方でございますが、いわゆる第30条のNTT東西に対する禁止行為の第2号で行うのか、そのほか何かこの規定の所在というものを今、お持ちでございましたらお教えいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【大橋主査】 ほかはよろしいですか。

それでは、事務局にも御質問ありましたので、お願ひできますか。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局の水本です。まず、田平先生から、定量的なデータを用いて検証を進めてほしいといったコメントをいただいたと思っております。

こちらは、前身の市場検証会議においても、これまで定量的なデータを見ながら検証を進めてきたというところでございますけれども、引き続き市場検証委員会においても、そのような形で進めさせていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続いて、論点4についての西村先生からの御質問につきましては、小杉から御回答させていただきます。

【小杉事業政策課課長補佐】 西村先生、ありがとうございます。コロケーションの規定の仕方について、今、省令の資料を表示しています。西村先生のお考えの第30条ではなくて、第31条を表示しているのですが、下半分の第5項第3号を予定しております。もともと第5項の第1号には、義務コロケーション、接続に必要な電気通信設備の設置に関するということがあったところですけども、第3号は、電気通信事業に関する取引ということが省令に委任されていますので、この省令で一般コロケーションについても、特定関係事業者に比して他の事業者を不利に取り扱ってはならないとすることを想定しております。

こうすることによって、NTT東西は、特定関係事業者である、今でいえばNTTドコモやNTTドコモビジネスと、場合によってはNTTデータが加わり、その条件とほかの人を実質的には同等に扱わなければならない、不利に扱ってはならないということになりますので、公平性が担保されるようになると考えているところでございます。

以上でございます。

【大橋主査】 西村委員、よろしいでしょうか。

【西村専門委員】 詳細にありがとうございます。よく理解できました。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。本日も議題1について多数御意見いただきまして、ありがとうございました。一つ一つ言及することはしませんが、おおむね方向性については一応見えているところもあるかと思えます。

事務局においては、NTTデータグループの完全子会社に係る検証について、本日、御議論を深めながら、検証結果の更なる整理を深めていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、もし差し支えないようでしたら、次の議題のほうに進めさせていただきたいと思えます。こちらは議題の2ということでございまして、令和7年電気通信事業法・NTT法改正に伴う省令事項ということですが、事務局よりまず御説明をお願いします。

【小杉事業政策課課長補佐】 事務局の小杉でございます。引き続き資料の5-2について御説明いたします。こちらは令和7年改正法に伴う省令事項についてでございまして、年明けに諮問させていただく予定ですけども、現在までの議論を踏まえ、NTTデータの御議論、あとは、前回会合終了後に関係事業者様から御意見を募りましたので、この省令はこのようにしてほしいという意見も整理しまして、御説明いたします。

大きくNTT法と電気通信事業法に分かれますが、まず前半は、NTT法でございます。1ページに省令事項を列挙しております。活用業務に関するものが3点、その他のほうは、いろんな切り口で法改正したのもございますけれども、公正競争に関する意見が出ておりますので、今回紹介するものでございます。

それでは、まず、2ページ目、活用業務関係の1つ目となります、活用業務の対象外とする業務についてでございます。構成としては、上半分に今回関係事業者からいただいた主な意見を掲載しております。全体については、今回、参考資料に各社の意見をつけておりますので、必要に応じ参照していただければと思います。下段のほうには、どのような意見を踏まえて、どのように考えるかとしておりますけど、事務局として幾つか周辺情報を整理したものを各論点に記載しているところでございます。

では、上段のほう、活用業務の対象外とする業務について、関係事業者からの意見でございます。まず1つ目は、KDDIからですが、活用業務の対象外とする業務には、モバイル（MVNOを含む）・ISPに加えて放送も含めるべき。

また、放送を省令で追加していただきたいとケーブルテレビ連盟からもいただいております。

3ポツ目、ガイドラインで「公正な競争の確保に支障のない範囲内」に当たらないとされる態様は対象外と省令で明示すべき、また、他の市場支配的事業者や他のNTTグループ会社との連携は活用業務の対象外とするか、迅速かつ緻密な事後検証が必要との意見をソフトバンクからいただいております。

4ポツ目、ISP業務以外にも、CDN、動画配信、SNSなどインターネット上で提供される主要なサービスをNTT東西が販売することはISP業務規制の抜け道となる懸念があるとJAIPAからいただいたところでございます。

NTTからは、引き続き、移動通信業務・ISP業務に進出する考えはないが、実施が認められない業務は、真に公正競争の確保に支障が生じる範囲に限定していただきたい、それとともに継続的に見直していくことが必要と意見をいただいております。

下段のどのように考えるかの事務局の整理でございます。まず、NTT東西は、活用業務について、本来業務の円滑な遂行と電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で活用業務を営むことができることになっております。また、公正競争の確保など、具体的な考え方は活用業務ガイドラインに示されているところでございます。

そのようなルールの下、現在は、以下のような業務が営まれています。上2つのフレ

ツツや電話は、県をまたぐ通信、県間通信サービスが提供されておりますし、3ポツ目、4ポツ目はアプリケーションやユーザーデータの保管や、上位レイヤー、ASPの業務が営まれているところでございます。また5ポツ目、最近は顧客ニーズに合った他社クラウドサービスの販売、顧客設備の保守等の受託など、非電気通信のサービスも活用業務として提供しているところでございます。最後ですが、移動通信サービスに関しては、ローカル5Gのサービスなども提供されているところでございます。これは地域限定で提供するものでありまして、今でも提供可能と整理されているものでございます。

また、放送業については、活用業務ガイドラインで活用業務には含まれないとされているところでございます。

3ページ目、活用業務に関する2点目、NTT東西が営む活用業務の実施要件となる実施基準等についてでございます。関係事業者からは、実施基準は活用業務ガイドラインの規定の内容を反映し、改正NTT法・事業法の内容を適切に反映すべき。また、活用業務ガイドラインの規定に準拠したものとすべきといった同じ意見に加えて、個別の活用業務を実施した際には公表する旨を規定すべき。事後検証に当たっては、厳格に検証すべき。公正競争の確保に支障が生じる場合は、速やかに遵守確保や変更命令等の必要な措置を講ずる運用とすべき、といただいております。

NTTからは、最終答申を踏まえ、実施基準に記載する項目等について可能な限り効率化していただきたい。記載する事項の必要性については再検討し、必要とされる項目についても、個々の届出書に記載した内容を総括した内容とすべきという意見をいただいております。

事務局の整理でございますが、現在は、個々の活用業務を開始する前に、事前に以下の内容を届け出てもらっています。業務の概要や実施方法、活用しようとする設備、技術、公正な競争の確保のために講じる具体的な措置。この中身についてはガイドラインに基づいて記載されているところでございます。

また2ポツ目、令和7年改正は、活用業務の類型化が進む中、事前届出制から実施基準に従って営むことができるように規制を緩和したものとなっております。

また、現行制度下では、活用業務実施の30日前までに届出がされ、速やかに総務省においてその届出内容を公表していること。現行制度下では、届出後、総務省において確認を行っているが、問題があると判断された業務はなかったこと。新制度では、実施状況報告を踏まえ、毎年度、市場検証委員会において事後検証を行う方針となっていると

ころ、公正競争上の懸念が判明すれば、市場検証委員会を通じて随時、調査等を行うことは可能であると考えられること、としております。

4 ページ目、活用業務の実施状況に係る報告事項、これは事後の報告についてでございます。関係事業者からの主な意見としては、最低限、現行の活用業務ガイドライン及び実施状況報告の運用に準拠したものを報告事項とすべき。加えて、「営業面のファイアウォール」などについては、より詳細かつ具体的な実施結果等も報告されるようにすべきとの意見が出ております。

また、インターネット上で提供されている、活用業務として実施するサービスと同様・類似のものの有無、その市場シェア、利用状況についても報告対象にすべきというような意見もいただいております。

N T Tからは、報告事項は、過度な負担が生じないように、検証するために真に必要な項目に限定すべきという意見をいただいております。

事務局の整理としては、以下の点を踏まえ、どのように考えるかとしています。現在は、活用業務ガイドラインに基づき、以下の事項について毎年度報告が行われております。ガイドラインでは割と細かく規定しておりまして、ネットワークのオープン化に関する取組、営業面でのファイアウォールの実施状況、関連事業者の公平な取扱いに関する実施状況などについて、報告を毎年もらっているところでございます。

また、2 ポツ目、4 ポツ目は同じですけれども、総務省の確認においてこれまで問題があると判断された業務はなかった。

3 ポツ目は、令和7年改正は、手続の簡素化を行ったもの。

4 ポツ目は、新制度では、事後的に、毎年度、市場検証委員会で事後検証を行う方針であることとしております。

5 ページ目は、現在行われているN T T東西の活用業務の具体例を整理しております。

6 ページ目は、活用業務が新制度でどのような手続になるのか。事後検証や必要な場合の変更命令などを整理してございます。

7 ページ目でございます。ここからまた違う観点になりますが、N T T法改正に伴う合併等の認可の緩和でございます。関係事業者からの主な意見としては、小規模な合併であっても、累積的に行われれば市場構造や公正競争に大きな影響を与える可能性がある。また、非電気通信事業者であっても、公正競争に多大な影響が懸念される事業者、通建会社やデータセンター、クラウドなどは厳正に審査すべき。なお、N T T持株は認

可の緩和対象外であると理解との意見をいただいております。

また、売上高や営業利益、市場シェア等にも基準を設け、いずれかでも達した場合は認可を必要とすべきとの意見をいただいております。

また、3ポツ目、楽天モバイルからは、合併等の認可可否を判断する基準は、「経営の規模」に加えて、「資本構成」、「事業規模」、「事業領域」等を位置づけるとともに、可能な限り具体的に詳細を明示すべきと意見をいただいております。

事務局の整理でございます。合併の認可の緩和について、以下の点を踏まえ、どのように考えるかでございます。

2ポツ目、最終答申では、NTT東西の合併等の認可は、機動的に事業の拡大等を図る場合の阻害要因となるおそれがあるとされました。また、以下の合併等については、公正競争に影響せず、本来業務への支障も少ないと考えられるとされました。

その影響が少ないものというのは、要件が2つありまして、電気通信事業を営まない法人であって、小規模な法人との合併でございます。省令ではこの②の基準、小規模な法人の基準について規定するものでございます。

また4ポツ目、電気通信事業を営まない法人に係る合併であれば、電気通信事業に係る市場シェアが変動することはないのではないかと考えております。

また、NTT持株に対する意見もありましたが、NTT持株の業務については、NTT法で、本来業務及び目的達成業務に限定されているところでございます。

8ページ目、こちらもNTT法独自ですけれども、重要設備譲渡の認可の見直しでございます。NTT東西の重要設備とは局舎、電柱、管路など線路敷設基盤ですけれども、「処分」には、破棄、移転、貸与に加えて、転用・目的外利用も含めるべき。また、現在、接続ルールの下で利用されている、局舎などを全て対象とすることを明示すべきとされております。

2ポツ目、コロケーションが行われている局舎等については、認可対象施設に位置づけていただきたい。

また、売却益等を、光回線の敷設や赤字補填等に充てることを認可条件とすべきとの意見もいただいております。

NTT東西からは、電柱の支障移転など、不要となった設備の撤去対応、災害対応などは、効率的な設備運営を阻害するため、認可対象とせずということですが、必要最低限の規制にしていきたいと意見をいただいております。

事務局の整理でございます。2ポツ目ですが、最終答申では、今回の重要設備については、線路敷設基盤などは重要性がますます高まっていることを踏まえ、ユニバーサルサービスの確保と公正競争の確保の双方の観点から認可対象とすることが提言されているところでございます。

一方で、電柱の支障移転などは多数行われているところ、代替となる設備・施設が確保されている場合には、ユニバーサルサービスや公正競争の確保の観点から問題となる可能性は低いと考えられることとしております。

9ページ目にNTT東西のネットワークの公共性や、10ページ目に電気通信設備に限定されていますけど、現在の重要設備譲渡の認可対象を記載しております。

11ページ目は、その他の目的達成業務や外資規制、それから今後の検証について意見をいただいておりますが、省略させていただきます。

12ページ目からは電気通信事業法の改正に伴うものでございます。こちらはNTTデータの検証でも出てきたものと重複いたしますけれども、説明させていただきます。

1つ目は、NTT東西に対する禁止行為規制の関係で、特定関係事業者との間で新たに禁止される行為でございます。省令事項としては、役員兼任、在籍出向の禁止対象となる業務、他の事業者と比べて有利な条件で行うことを禁止する取引。こちらは先ほどコロケーションで説明したものの条文になります。

また、グループ内合併審査の関係でございます。

13ページ目は、禁止行為規制関係でございます。関係事業者からの意見です。1ポツ目は、在籍出向の禁止等に関してですが、禁止の対象となるNTT東西の業務は、指定電気通信設備に係る業務全てを対象とすべき。「管理的地位」は、出向元・出向先を問わず広く対象とすることが適当と意見をいただいております。

2ポツ目、累次の公正競争条件の法定化に当たっては、「別個の伝送路の構築」、「取引を通じた補助」、「独立した営業部門の設置」、「顧客情報その他の情報の公平な提供」などは、省令にて明示的な記載が必要。また、法定化されない条件も、引き続き遵守が必要な旨を明確化すべきとされております。

また、累次の公正競争条件の法定化の適用対象である対象事業者を拡張して適用させることも検討すべき。NTT持株に係る累次の公正競争条件についても、問題が認められる場合には法定化を検討すべきとの意見をいただいております。

NTTからは、禁止行為規制によってNTT東西は特定の事業者に対する優遇等は禁

止されている。これまで市場検証会議における検証では問題ないことが確認されていることを踏まえれば、新たな規制を課す必要はないといただいています。

事務局の整理でございます。1ポツ目は、在籍出向・役員兼任の禁止について、最終答申では電気事業法の規定を参考としているところ、同法施行規則では非公開情報を取り扱う業務に着目して、禁止の対象を定めているところでございます。

また、禁止行為の規制については、累次の公正競争条件の法定化について、最終答申では、累次の公正競争条件はメタル固定電話が中心の時代につくられたものであり、時代に即して現行化が必要な条件があると想定されることとなっております。

また3ポツ目は、先ほども出てきましたが、一般コロケーションを規定すべきとの議論を行っているところでございます。

また、累次の公正競争条件で幾つか頭出しのあった「別個の伝送路の構築」、「取引を通じた補助」など4つありましたが、これらについては、その条件が定められた後に接続ルールや禁止行為規制が定められていまして、詳細はこの4つの※で書いていますが、これらで担保されていると考えられることとしております。

14 ページ目でございます。こちら先ほども出てきましたが、グループ内合併の審査の対象でございます。対象となるグループ企業の範囲について省令で定める必要がございますが、関係事業者からの意見としては、特定関係事業には、ソリューションも対象とした上で、NTTドコモビジネスとNTTデータを審査対象とすべき。さらに、株式取得についても登録の更新の対象とする必要があるとの意見をいただいています。

また、禁止行為の相手方は全て対象とすべき。少なくとも、旧分離会社及び特定関係事業者は全て対象とすることが必須。中でも、NTTデータやNTTドコモビジネスの対象化が必須との意見をいただいています。

グループ企業全体を審査対象とすることを基本に、株式取得が対象となるよう審査対象を拡充すべきとの意見もいただいております。

NTTからは、グループ内の会社の組織再編については、各社の経営判断によって行われるものであり、必要最低限の範囲に留めるべき。また、「特定電気通信事業」は契約数5万以上の電気通信事業に限定されるべきとの意見をいただいております。

事務局の考え方の整理といたしましては、2ポツ目、令和7年改正によるグループ内合併審査の趣旨は、市場支配力が濫用されることを防止するための禁止行為規制、グループ内企業の不当優遇等ですが、これがグループ内企業との合併を通じて、潜脱される

ことを防止する観点から追加されたものでございます。

加えて最終答申では、自由な経営判断に基づく組織再編を阻害しない観点から、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限定することが適当とされているところでございます。

最後、4ポツ目ですが、NTTグループ内の電気通信事業者としては、NTT東西・ドコモに加えて、NTTドコモビジネスとNTTデータが突出して大規模な事業者であると考えるところ、NTTドコモビジネスについては、旧NTTコミュニケーションズですので、NTTグループの長距離通信を担うなど、電気通信市場における公正競争上重要な地位にあると考えられ、またNTTデータは、これまで議論してきたとおり、電気通信市場と密接に関連したSI、ソリューション市場において優位な地位にあると考えられることとしております。

最後、15 ページ目です。テレコムサービス協会からは、今後、検証委員会で適切に対応してほしい。関係団体からも意見聴取を行うことを省令で定めてほしいという意見もいただいているところでございます。

16 ページ目以降は、参考となる資料として、改正法の概要や、先ほども一部参照した法律の条文が並んでいるところでございます。

事務局からの説明は以上となります。

【大橋主査】 ありがとうございます。この資料の5-2は、おおむね2段に分かれていて、前半はNTT法改正に伴う省令事項、後半は事業法改正に伴う省令事項という形になっているということです。前半は、活用業務に関してであるとか、合併認可、重要設備譲渡の認可など、それぞれについての事項ということで、後半を含めて、先ほどのNTTデータの検証のところでも触れたところもあるかと思いますが、それをNTTデータ以外のグループ企業にも広げたときにどうかということなのだろうと思います。

検討事項が幾つもありますが、事務局には、事業者のコメントを踏まえた上での問いをいただいているところでもあるので、こちらでもし皆さんのほうで御意見あるいは御質問とかあればいただければと思います。

それでは、先ほどと同様にチャット欄にていただければ幸いです、いかがでしょうか。

それでは、林委員、お願いします。

【林委員】 すみません。例によって毎度しんがりを務めて恐縮です。事務局におかれま

しては、御説明いただきまして、ありがとうございました。たくさん検討事項があるので、どこから議論していいのかというところはあるので、そう意味では順番が前後するかもしれません。大体4点あります。長くなったら恐縮です。

まず、2ページ目の活用業務の対象外とする業務ということで、事業者意見の中で、ソフトバンクから、活用業務ガイドラインに定める「公正な競争の確保に支障のない範囲内」に当たらないとする態様、競争事業者の同様の業務を営むことができないものを省令で明示すべきという意見がありますけれども、私はこれに賛同しかねるところであります。このように申しますのも、公正な競争の確保に支障の出るケースといっても、様々ありますので、それを認めない対象として、一々省令に記載しようとする、法技術的に見ても、限定列举になりまして、それ以外はいいのかという話になってしまいます。やはりそこは省令に入ってしまうと、規制のフレキシビリティが妨げられ、柔軟に事例を追加することが難しくなってしまうと思います。他方で、「公正な競争の確保に支障のない範囲内」という要件は法律レベルで担保されていますので、これに当たらない具体的な事例というのは、現行どおり、ガイドラインに委ねて対処すべきだと思います。これが1点目です。

2点目は、13ページ目で、NTT東西に対する禁止行為規制のところですが。禁止行為規制の対象について、以下の点を踏まえてどのように考えるかとありますけれども、事務局の資料で、「別個の伝送路の構築」、「取引の補助」等の4つの条件について、詳細に記載されているところでありまして、ここで書かれてある事務局の説明が、ある意味方向性を示唆していると感じました。これはまさに資料のところでも非常に詳しく書かれてあるように、1990年代につくられた条件で、その後法定化された、接続ルールや禁止行為規制で担保されているという御説明はおっしゃるとおりかと思っておりますので、そこを踏まえると、改めて省令に格上げする必要はないと思います。ただ、これも事務局のほうで整理されていらっしゃるんですけども、この4つの条件は、遵守の必要性がなくなったというわけでは決してありませんので、接続ルールや禁止行為規制として、引き続き、NTT各社が遵守すると理解しています。

それから3点目です。スライド番号が前後しますが、8ページ目です。重要設備譲渡の認可の見直しのところですが。事業者の意見の3つ目のポツに、KDDIから、処分等の認可に当たり、メタルを含めた設備・局舎の売却益等を、光回線の敷設や赤字補填に充てることを認可条件にすべきということが書かれてあります。これはどういうことか

と思って読んでいたのですけれども、要するに、ユニバーサルサービスの補填額の拡大が見込まれる中で、これまでの議論ではコスト面だけに着目していたが、そうではなくて、収益面にも着目すべきという趣旨の意見かと思いました。

これを読んだときに、少し前に通信政策特別委員会で赤字が膨らむユニバーサルサービスをどう維持するかということを経験していたことを思い出しました。あのときは、たしか電話のユニバーサルサービスというのは、NTT東西のメタル固定電話の契約者数が減少しても、設備の維持コストが必要になるので、NTTの試算によれば、2035年には900億円でしたか、それぐらいの赤字に膨れ上がるということが示されていたかと思います。そこで、3年前になりますけれども、ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会というのがあったと思いますけれども、そのときに、たしか最終会合でしたか、世帯カバー率が99.9%となった場合の2027年度の交付金の試算値が総務省から示されていたと思います。この検証委員会が始まる前に、それを改めてチェックしてみたのですが、年間総額227億円という結果が示されていました。要するに、電話のユニバーサルサービスの赤字が現在500億円程度と理解していますけれども、国民の負担を減らすために、NTTの自助努力もあって、補填額を約1割程度に抑えてもらっているわけです。そういう中で、先ほど私が申し上げたような検討会も含めて、総務省としていろんな検討会で、ユニバーサルサービスに関する具体的な議論が行われて、電話、ブロードバンドともにですけれども、最終保障提供責務の履行に要した費用が確実に回収可能となる仕組みをNTTなどは求めている中で、赤字が拡大する中でNTT東西が赤字に対して相当の補填を求めているということだろうと思います。

この辺りは、NTT法第13条の「総務省令で定める」事項ではないのかもしれませんが、国民負担の拡大が見込まれる中で、ある意味コストだけに着目するのではなくて、収益面にもしっかり着目して、全体像を見た上で、国民目線からすると、国民が納得できるような議論をすべきだろうと思います。ある意味、NTT東西にとっても、1,000万人のメタル固定電話ユーザは、メタルからブロードバンドへ移行する場合もあり、必ずしもマイナス面だけではないので、これを契機に、この検証委員会等も含めて包括的な議論をすべきではないかと思いました。

すみません、少し長くなって恐縮です。最後の4点目です。スライド14ページ目に、これもKDDIやソフトバンクの事業者の意見で、NTTドコモビジネスとNTTデータを審査対象とすべきだとか、NTTドコモビジネスはNTTドコモとみなして登録の

更新の対象とすることが必要だとか、そういうことが載っています。ここで書かれてあるようなKDDIやソフトバンクの意見・主張というのは、省令事項ではなくて、次期事業法改正で対応すべき内容だと思うのですけれども、そこを事務局に確認したいと思っています。

ただ、省令事項でなく、仮に事業法改正で対応すべき内容だとしても、市場検証委員会として考えなくていいということにはならないので、市場検証委員会の中で時間をかけて検証するというのも検討すべきではないかと思います。

NTTグループの組織再編の検証の仕組みができたのは、たしか令和4年の令和3年度の年次レポートだと記憶しています。その中で、NTTドコモによる旧NTTコミュニケーションズの完全子会社化の問題について、たしか事業者ヒアリングが行われたと思うのですけれども、令和3年度の年次レポートの公表というのは、たしか完全子会社化だとかNTTドコモグループの組織再編の後で、そういう意味では、NTTレゾナントがNTTドコモに吸収合併されたときのように、令和3年度の年次レポートの仕組みの中で検証されたというわけでは必ずしもないのかと思いますので、本検証委員会で、すぐに何か結論が出るという話ではないと思うのですけれども、中長期的に検討の俎上に載せておいてもいいのではないかと思います。

すいません、ちょっと取り留めがなくなりましたけれども、長くなりました。以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。御質問、御意見の事項も多かったので、事務局からここで一旦いただけますでしょうか。

【小杉事業政策課課長補佐】 ありがとうございます。

まず林先生の意見の1つ目、2ページ目の公正競争の関係です。活用業務ガイドラインで、法律では定められている電気通信事業の公正競争の確保の具体例は省令で定めるべきという意見に対して、そこまで必要ではないという御指摘です。御指摘のとおりのも面もあると思ひまして、やはり省令に書くとするとなかなか細かく書き下すのも難しいですし、どうしても限定列挙になってしまうという点など、ごもっともです。事務局としては、今あるガイドラインの中身というのは、引き続き改正後も基本的な考え方は維持したいと思っていますので、ガイドラインで規定し続けるという方向については、貴重な御意見として今後考えていきたいと思っております。

次に、先生のコメントの順番でいきますと、13ページ目になります。こちらも累次の

公正競争条件について省令化する必要はないのではないかという御意見をいただきました。事務局で細かくたくさん※で書きましたけれども、おっしゃるとおり、古い時代にできたもので、今、当てはめたときを1個1個整理したところ、接続ルールや禁止行為規制で担保していて、NTT東西などもこういうものを守っているという認識でいると理解しておりますので、公正競争条件を省令化しないとしても、禁止行為規制や接続ルールで引き続き遵守されるというのは林先生に御賛同いただいたとおりの考えでいるところでございます。

次に、8ページ目の重要設備譲渡です。こちらはKDD Iからの、売却益を赤字に補填することを認可条件とすべきという意見です。まず売却益をどうするかというのは、NTT法の認可条件としてどうするかというので細かく入れるというのは、直ちにできるかどうかというのは分からない。使い道まで限定するのは法律の趣旨からすると難しいと思っております。一方で、林先生におっしゃっていただいた、過去のブロードバンドのユニバーサルサービスの話、交付金の話というのは、いろいろ御指摘があると思うのですが、私が担当外な者で理解できていないところでして、交付金の在り方は恐らくユニバーサルサービス系の委員会で議論するものだと思いますので、そちらのほうと連携して、林先生の御指摘を考えていきたいと思っております。

最後に14ページ目です。こちらはNTTドコモビジネスをNTTドコモとみなして、NTTドコモビジネスとNTTデータみたいな合併をちゃんと審査するよというよな競争事業者の御意見に対しまして、これは林先生の御理解のとおりでして、今の電気通信事業法で、NTTドコモビジネスを起点として、NTTデータとの合併を審査するということはできないと考えているところでございます。おっしゃるとおり、中長期的に考えていかなければいけないところですので、これは資料5-1の論点5と通じるところがありまして、まさに将来的に法改正を検討するときに向けて、市場検証委員会で市場の分析などをしていくことが重要であると思っております。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。高口委員、お願いします。

【高口専門委員】 高口です。ありがとうございます。私から2点ございます。1点目は、確認ということになりますけれども、2ページ目の活用業務の対象外となる業務についてです。放送という業務については、競争事業者からの意見でも、活用業務の対象外にしてほしいという意見が出ておりますし、現在もガイドライン上で認めていないという

ことですので、これは省令で禁止するというのは私もそれは賛成です。今回、参考資料のNTTからの意見等も拝見し、それ以外についてはあまり分かってない部分があるのですが、1点確認なのは、NTTとしては、放送に進出して、何かサービスを展開したいという希望は持っていないという認識でいいのでしょうか。少なくとも現時点ではそういう希望が出されていないという認識でいいのかということを確認させていただければと思います。最近、いろんなサービスの展開が技術的にも考えられていますので、念のために確認をさせていただきたいということです。これが1点目です。

2点目は、コメントになります。重要設備譲渡のところ、8ページ目になると思います。もちろん規制のコストというものも考えなければいけませんし、事業者側のいろんな調整コストということも考えなければいけませんので、NTTからの必要最低限の規制ということもそのとおりかと思います。一方で、競争事業者のほうから出ている意見でもありますけれども、市場の競争ということを見ると、やはり競争事業者が利用しているコロケーションとかでの局舎の譲渡については、公正競争の観点という意味では、総務省が認可対象としてチェックする機能があってもいいのではないかと私は感じました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。ほかの御意見はいかがでしょう。よろしいですか。それでは、西村委員、お願いします。

【西村専門委員】 ありがとうございます。私から2点コメントということで発言させていただければと思います。

1点目は、今投影していただいておりますところで、なおかつ高口委員のほうからも既に御指摘がありましたとおり、認可の見直しという点でございます。やはり公正競争の確保という観点もユニバーサルサービスとともに忘れてはならない重要な論点でございます。特にここでまとめていただきました上から3つ目のポチで、代替となる設備・施設が確保されている場合、具体的には現に通信に使っているものを貸し出している場合といったように、ここでまずもって公正競争というところの網をかけていくというところの一つ重要な点があると思っております。これが1点目でございます。

2点目は、ページが前に戻って恐縮ですけれども、活用業務関係で活用業務等の対象外とする業務ということでございます。ここでもう整理されておりますとおり、ガイドラインで確実に担保されているということと、それから何よりも次の3枚目の下のほう

に御指摘のあるとおり、事後報告、あるいは実施状況報告を踏まえて、まさしくこの市場検証委員会で検証を事後的に行うということが、やはりここでもう一度確認すべき重要な点であるとコメントさせていただければと思っております。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、林委員、お願いします。

【林委員】 二巡目ですいません。先ほど、取り留めもなくしゃべってしまったところがあって大変申し訳なかったのですが、質問の3点目のところにあった8ページ目のところ。重要設備譲渡の認可の見直しのところで、先ほど、なぜそういう話をしたかという、これも通信政策特別委員会の最終答申にも書いてあったのですが、あるいは、最近割とメディアなどでもいろいろにぎわしています、撤去されたメタル回線、いわゆる銅線の売却益が、今、銅の価格が上がっている、結構な額になるのではないかについて、最終答申でも、銅線の売却益については、移行に要する費用への充当等も含めて、メタル固定電話の事業収支に与える影響について、関係者間で議論を進めるべきとの意見があったことに留意する必要があるという指摘もありました。私も、事業者の意見で書かれてあるように、売却益等を回線敷設や赤字補填に充てることを認可条件にする、ということまでは難しいと思います。ただ、先ほど申しましたように、国民負担を最小限に抑えるということで、こういった点も含めて、コスト面だけではなくて収益面にもしっかり着目して全体像を見た上で納得できる議論をすべきなのかと思いました。すいません、そこも念頭にあって発言したので、分かりにくかったかもしれません。補足させていただきました。

【大橋主査】 ありがとうございます。こちらは担当部署にしっかり伝えるということかもしれませんけれど、それも含めて事務局から何かあればいただけますでしょうか。

【小杉事業政策課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。まず、高口先生から、活用業務で、放送は省令で禁止してもいいのではないかと。他方、NTTがやりたいと思っていることはないのかという御意見でした。おっしゃるとおり、各競争事業者は懸念していますし、ガイドラインでも今も書いていますので、放送を省令にするということは考えていきたいと思っております。

また、NTTとこの関係でコミュニケーションを取っておりますけれども、NTTから、放送に進出したいという考えは、特に聞いておりませんので、改めて確認した上で、省令の規定を検討していきたいと思っております。

次に、重要設備譲渡認可の関係で、高口先生、西村先生、また林先生から補足をいただきました。御指摘いただいたとおり、重要設備譲渡は公正競争の観点もありますので、競争事業者がコロケーションとかで使っているのに、認可もなく、譲渡されたり、また担保されたりというようなことがあると影響が大きいので、その点はしっかりカバーできるように考えていきたいと思っております。

林先生から、補足いただきましたメタル売却益の話ですが、いろんところで意見が出ているというのは、私も固定電話サービス移行円滑化委員会の担当でございますので、把握はしています。恐らく今の時点では、NTT東西の立場としては、いつどれくらいに売却益が発生するかというのは、まだ撤去がどれくらいできるかというのが分からない。また撤去費用もかなりかかるかもしれないということですので、まだ具体的な話というのは出せないのではないかと認識でございます。

その上で、固定電話サービス移行円滑化委員会の中でもし意見が出てきた場合には、その場で検討していくということはあるかもしれませんが、現時点ではまだ売却益というのは未定と認識しているところでございます。

以上になります。

【大橋主査】 よろしいですか。もし追加であればいただければと思いますが、大丈夫そうでしょうか。

大変熱心な御議論ありがとうございました。この省令事項についても、事務局におかれては、本日の議論を踏まえて、取りまとめに向けてしっかり整理をお願いいたします。

本日、予定していた2つの議事は以上ですが、もし全体を通じて御意見等ありましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

事務局からスケジュール等あれば、いただければと思いますが、どうでしょうか。

【水本事業政策課課長補佐】 事務局でございます。次回の検証委員会の日程につきましては、別途事務局より御連絡を差し上げます。

以上でございます。

【大橋主査】 それでは、本日、第5回の委員会のほうをこれにて終了とさせていただきます。大変お忙しいところ、熱心な御議論いただきまして、ありがとうございました。